

日本共産党岡山市議団の東つよしです。乙第3号議案 岡山市議会委員会条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をします。

本条例案は、「決算特別委員会と予算特別委員会が設置された場合」に委員長、副委員長の選出について、従来の互選から「議長の指名に」変更する内容です。

そもそもこの条例案が出された経緯にふれねばなりません。これは前の任期から議論されてきた議会改革の中で新たに、2月議会に予算特別委員会を、9月議会に決算特別委員会を、設置する事が決められたことがあります。

議論の過程では合わせて、議員個人が行う個人質問の一人当たりの発言時間が削減されました。今までの個人質問は一人あたり20分の時間がありましたが、これからの一般質問は2月議会以外では、一括質問形式で15分、一問一答形式で10分にまで減らされました。2月議会も一問一答形式は5分減り15分になりました。

会派ごとに行う代表質問にも一人あたり8分という考え方が取り入れられ、7人以下の会派の質問時間は減る事になります。

常任委員会にも議案審査は一人20分の時間制限が導入され、本条例案で設置する場合があるとされている予算や決算審査もありかたが変わり、議論のやりかたや時間にさまざま制約がつけられた事実があります。

本条例案は、質問時間削減などと、一体的な制約をもうけることの一部です。

私たち議員の役割は、市民の願いをしっかりとどけることとともに、市政をチェックしていくことにあります。市長が臨席する議場という公の場で議論をオープンに行うことは議会制民主主義としてしっかり保障されるべきです。ほかの誰でもない、議員にのみ果たせる役割です。議場でないところで個別の課題で話をする必要があることはありますが、議会質問に代わるものではありません。

予算特別委員会、決算特別委員会の委員長、副委員長については、議長による指名に変更されますが、今まで委員会の正副委員長は委員の互選で行ってきました。互選という形を維持するならば、今回の条例改正は必要ありませんでした。今までのやり方がなぜそぐわないのか、理由は示されていません。指名する対象は、議長経験者が想定されているとも聞きますが、そのような限定は必要ありません。

予算特別委員会、決算特別委員会を設置ということになれば本議案はそもそも必要のないものでした。また議会運営の公平性を維持するには互選で十分だと考えます。

以上の理由で、本条例案に反対する討論とします。みなさんのご賛同、よろしくお願いいたします。